

10/10
議会

和歌山市九鬼定例議会は九鬼丸田から開催されました。私は九月十四日、一般質問をおこない、旧同和施策について質しました。一つは今年六月三日開催された「芦原地区特別対策協議会」との対市交渉内容について。一つは文化会館の使用申請に對して市民の使用申請を市が申請者の「差別認識」を理由として「使用不許可」とした問題を取りあげました。

市長・担当局長答弁に矛盾

文化会館（隣保館）は公共施設として、市内に設置されています。

市長は今だから「公共施設の利用にあたっては、中立・公正を図りする」と市議会で答弁してきました。また市民にも「申請されれば、誰でも使用できる」との答弁をしていました。

市民の一人の方が「同和行政・同和教育の終結をめざす会議」開催を求めて使用申請されました。市人権同和室は「部落差別はもう存在しない、終結すべきである」との会議は文化会館の目的にそぐわないとして使用を不許可とした問題を取りあげ、市長の対応を質しました。

差別認識の違いで 使用不許可是整合性がない

私は、市が「差別に対する認識が使用不許可としたのではない」ととの確認をしました。市長は「隣保館の運営は中立・公正な運営を図りする」と答弁し、担当局長は「申請者は開館使用申請時『部落差別はなくなつた』との発言をしており、隣保館使用条例に基づき、その目的にそぐわないため使用不許可とした」と、答弁しました。

隣保館条例のいう「目的」は「開かれたコミュニティーセンターとして、事業、人権課題の解決にための各種事業を行うこと」と答弁しました。しかし市の会館使用不許可是その「目的」とも反する答弁をしていました。

私は「各地区文化会館が『運動委員会』を設置し、その使用権限を市長の諮問をうけ、年間、一人・一ヶ月五千円の報酬を受け、使用許可権を決定していく問題を取りあげました。「市長の諮問を受け、運営をしてくる。市長が中立・公正な運営を諮問していないか、それとも運営委員会が市長の諮問を聽るにした運営をしてくるか、のいずれかにある。そのことが今回の不許可の要因となっている」と、市民に開かれた公平・公正な隣保館運営を求めました。

（裏面1面）一般質問について「芦原地区特別対策協議会」における対市交渉内容を記載）



会館使用申請を不許可とした芦原地区文化会館

渡辺忠広 生活相談所

何でもお話し下さい。

・毎週火曜日（14時～、十八時三十分～）

・電話・四八〇一五四七七

・住所・和歌山市土入一四一の五

顧問には弁護士・税理士・行政書士、社会保険労務士が控えています。

日本共産党和歌山市議会議員

渡辺忠広ニュース

2010年 9月 No. 25

自宅 和歌山市木ノ本71-54
電話 073-452-5732

Mail watanabe@naxnet.or.jp
市議団・電話 073-435-1113

大田川田「芦原地区特別対策協議会」が対市交渉を行ったことが商業機関誌に報道されました。この報道は和歌山市に対して数十項目の要望がされ、他地区にはない「地縁団体」との交渉、と報道されました。この報道内容に基づき、交渉内容が市行政運営のあり方の問題として、その内容を問い合わせました。

「芦対協」対市交渉の不当要求を質す

昨年、市民の方が「芦原地区・子ども会」の補助金の使途、及び役員名簿等の情報公開条例に基づき「公開申請」がされました。

市個人情報保護審査会は申請内容が個人のプライバシー保護の立場から審議され「答申」が出されました。審査会は「子ども会代表者等の公開はプライバシー保護には該当せず公開すべきである」と、教育委員会に答申しました。

ところが市教育委員会は「皆様のご意見を受け入れ、公開しませんでした」と、「芦対協」の交渉の場で回答しました。私は教育委員会に対して「答申をどのように認識しているか」「答申は『情報の開示、不開示の判断は、名目的なものでは足りず、実質的なものが必要。差別を助長するおそれの程度は抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である』と指摘している。この指摘を無視し、こども会代表の開示をしなかった理由は何か」と質しました。

「芦対協」名簿に学校長等が登録

芦原地区特別対策協議会名簿に西和中学、芦原小学校、幼稚園、保育所の責任者が名簿登載されていることを指摘しました。私は「学校長等はその事業運営に責任を持つことが責務であり、『協議会』名簿への登録は、その団体の運動方針、組織方針、及びその行動に責任を負うこととなる。教育委員会は学校長が適正な学校運営を行っているかどうか管理する立場にあり、適正な教育行政と判断されるか」と質しました。

「学校長等を『協議会』名簿から外すべきだ」と、要請しました。

中教育委員会・芦原地区「ども会の情報要求「開示せず」の不当性

教育委員会は「意見照合をした際、協力をいたしましたが、協議会の席上での発言は問題はない」と答弁しました。

だが、どのような情報公開を請求したかは、申請者個人のプライバシーに関わる重大な問題です。また「審査会」の答申を無視する対応は情報公開条例の趣旨を著しくふみにじつた態度であることを指摘しました。



市が販売対象を限定し販売される芦原地区の市有地

芦原地区「市遊休土地売却」条件

芦原地区には点在する市管理土地があります。その三箇所の土地を販売するにあたって、入札対象を限定した「売り扱い案内」がされました。

その「案内」には、申込み受付場所を「芦原地区文化会館」。入札参加資格は「旧地域改善対策特別事業の協力者等」。また「地区内公募により売却」としたことを質しました。

市が定めた市有地売却要綱は原則として「一般競争入札」とされています。

「廃止され、効力が喪失している事業の適用の根拠は何か。売り払い案内を市役所でなく、芦原地区文化会館とした根拠。市有財産の売却要綱に基づき一般公募をしなかった理由」を質しました。市は「移転等の協力を受けた土地であるため」との答弁をくり返しました。

私は「市有財産であり、土地売却にあたっては一般公募とし、一般競争入札とするのが当然のこと。公平、公正な運用を」と、要請しました。